
令和6年 第119回(定例)神河町議会会議録(第2日)

令和6年6月18日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月18日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

追加日程第1 第75号議案 財産処分の件

追加日程第2 第76号議案 財産処分の件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 小寺俊輔	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 澤田俊一
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷総和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長	黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木村弘美
税務課長	藤原一宏	会計管理者兼会計課長	

住民生活課長	長井千晴	北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長
	井出博	高階正三
		病院総務課長兼施設課長
農林政策課長	前川穂積	井上淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長
	岩田勲	児島浩司
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事
	石橋啓明	宮本公平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		
	高橋吉治	

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 119 回神河町議会定例会の第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案の審議に入る前に、本日、議会開会前に議会運営委員会を開き、議事日程について協議しましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。それでは、本日、本会議開会前に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました第 75 号議案、第 76 号議案は、いずれも財産処分の件でございます。審議の方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

まず審議の方法については、いずれも提案者の説明を受け、質疑、討論、表決をお願いすることとしています。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを 5 月 31 日の午後 3 時とし、通告があった 3 名の議員により、本日実施いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程第 2 号、日程第 1 の一般質問の前に、議事日程第 2 号の 2 の追加日程第 1 として第 75 号議案を、追加日程第 2 として第 76 号議案を追加したいと思います。

議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま議会運営委員長から報告のあったとおり、第 75 号議案、財産処分の件、第 76 号議案、財産処分の件の 2 議案を議事日程第 2 号の日程第 1 に入る前に、追加日程第 1、第 2 として日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第75号議案、第76号議案は、議事日程第2号の日程第1に入る前に、追加日程第1、第2として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、議事日程第2号の2の審議に入ります。

追加日程第1 第75号議案

○議長（澤田 俊一君） 追加日程第1、第75号議案、財産処分の件を議題とします。事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....

第75号議案 財産処分の件

.....

○議長（澤田 俊一君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第75号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、財産処分の件でございまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

旧地域交流センター等の土地及び建物を本年6月18日より民間事業者の有償及び無償で貸し付け、集合研修施設として活用しようとするものです。

土地については、作畑279番地の2ほか1筆、3,777.1平方メートル、建物については、交流センター本館ほか2棟、1,411.8平方メートルを10年間貸し付けしようとするものです。

貸付けの相手は、播磨福祉医療協同組合でありまして、本跡地で外国人技能実習生が日本に入国してから就労までに必要な語学研修や介護技術研修を実施される予定であります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。第75号議案について詳細説明をさせていただきます。

契約の相手方は播磨福祉医療協同組合でございまして、3ページに組織図を添付して

おります。12法人が加盟している監理団体で、播磨福祉医療協同組合の事務所は兵庫県加西市にあり、代表理事は、組織図の左から5番目、神奈川県川崎市にあり、社会福祉法人清昭会の特別養護老人ホームルピナス王禅寺施設長でもあられます徳永雅宏氏が就任、神河町にもありますあやめ苑にも外国人技能実習生を送り出すなどの実績があります。

経過としましては、旧地域交流センターの跡地活用については、5月9日に播磨福祉医療協同組合から旧地域交流センターの跡地活用につきまして相談を受け、14日に播磨福祉医療協同組合へ現地説明会。21日に播磨福祉医療協同組合から事業計画書の提出を受け、6月2日に地元越知谷の5区長様、作畑区協議員様等にお集まりいただき地元説明会を開催してきました。

播磨福祉医療協同組合からは、技能実習生の入国後の研修の実施を行うに当たり、旧地域交流センターは宿泊と研修と一体でできる施設で、播磨福祉医療協同組合が探していた場所として最適であるとの説明がありました。

地元からは、技能実習生の管理及び施設管理について質問があり、播磨福祉医療協同組合からは技能実習生と地域の皆様の交流を図るとともに研修期間のみならず研修期間以外も施設管理をしっかりしていきたいと説明をされました。この説明を受けた上で、地元越知谷地区として受け入れることへの理解を得たところでございます。

6月5日に、契約に向けた詳細確認を進めてきましたので、本日、施設の賃貸借契約を前提とした財産処分を行うことについて議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、4ページに播磨福祉医療協同組合が地元説明会を受け、改めて提出をされました事業計画でございます。技能実習生の受入れは年2回で、合計60名を超える技能実習生を受け入れる計画で、日本語研修や介護研修で約160時間のカリキュラムがあり、1回につき約2か月、40日ほどの研修を予定されています。研修後、実習生たちは各施設に配属されることとなります。また、研修期間外の施設管理につきましても、地域の皆様の協力を得ながら進めていくということで、笹倉作畑区長とも連絡を密にさせていただくこととしております。

5ページからは収支計画を添付しております。この技能実習制度における財源は、加入施設からの管理費によって賄われ、その費用は実費分のみを徴収するというものとなっていることから、利益が出る仕組みになっていないということを御理解賜ればと思っております。

続きまして、7ページからは契約書案を添付しております。契約期間を議決日からとしとりまして、本日18日から10年間とし、建物は無償、土地につきましては5年間免除、その後3年ごとに見直すこととしております。賃料は、その他の施設同様に固定資産評価額から算定した平方メートルの賃料を基礎額として算出をしております。ちなみに、地域交流センターは旧川上小学校と同じ基礎額となっております。

第9条及び第10条には解約に関する条文、第15条には明渡しに関する条文を明記

しており、6月5日の日に詳細確認にもお伝えし、承諾を得たところでございます。

また、地元住民の優先雇用についての配慮、また体育館、運動場については地域の申出があった場合の利用配慮などについても御理解を得たところでございます。

以上が詳細説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。新しい業者が入られるということは大変よいことだと思います。

ただ、これ40日、今年に限っては約3か月ですね、入っておられる期間が。残りの9か月というのは空いてしまうわけです。その間をいかに地区の人と良好な関係で地区の行事にも使ってもらい、また先ほどおっしゃったように雇用の関係も積極的に使っていただき、前回の失敗をやっぱり肥やしにして、よい関係を保ってほしいと思います。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この7月の14日の日に町を挙げてクリーン作戦が開催をされます。その際にももし留学生が日本に入ってきておるといことでありましたら、そのクリーン作戦にも積極的に技能実習生を地域の皆様と一緒にやっていきたいというふうな御提案も受けております。

また、研修期間外ですけれども、これにつきましても月に何度かはその施設に足を運んで施設管理、そして換気等もやっていくということと、あとそういったことも含めて作畑の区長様と播磨医療協同組合のほうは、もう既にそういった話もされているというふうに聞いておりますので、しっかりとした施設管理もしていただけるもんというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第75号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第75号議案は、原案のとおり可決しました。

追加日程第2 第76号議案

- 議長（澤田 俊一君） 追加日程第2、第76号議案、財産処分の件を議題とします。
事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第76号議案 財産処分の件
.....

- 議長（澤田 俊一君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第76号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、財産処分の件でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

旧長谷幼稚園等の土地及び建物を、本年6月18日より民間事業者の有償及び無償で貸し付け、子供と高齢者が出会うアートコミュニティセンターとして活用しようとするものです。

土地については、長谷954番地の3ほか4筆、2,704.6平方メートル、建物については、幼稚園舎1棟、377.0平方メートルを10年間貸し付けしようとするものです。

貸付けの相手は、京極WORKSでありまして、本跡地で地域住民、子供、子育て世帯、高齢者の幸福度向上を目指し、子供と親子の運動教室、高齢者向けの介護予防体操などを実施される予定であります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

平岡総務課長。

- 総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。それでは、第76号議案について詳細説明をさせていただきます。

契約の相手方は、京極WORKSでございます。16ページに2人のプロフィールを添付しております。2人は7年前に神河町に移住され、現在、代表の京極朋彦様は町内の幼稚園で体操教室を、パートナーの京極歌織様につきましては高齢者の介護予防教室で、神河町のまちづくりに参画していただいている事業者様でございます。

経過としましては、旧長谷幼稚園の跡地活用について、本年4月に京極WORKSから旧長谷幼稚園の跡地活用について相談を受け、5月16日に京極WORKSに現地説明会。17日に京極WORKSから事業計画書の提出を受け、6月1日に地元長谷地区

の区長様にお集まりいただき地元説明会を開催してきました。

地元説明会では、17ページからのとおり京極WORKSからは、自分たちが出産・子育てを経験する中で、地域の中で運動を通じて子供たちや保護者の幸福度を上げていきたい、また高齢者の介護予防教室を通じて高齢者の幸福度も上げていきたい。この幸福度を上げる神河町の未来に向けたサイクルをつくっていききたいと、この思いを形にしていきたい、この形を長谷幼稚園を拠点として事業展開をしていきたいとの内容でした。自分たちにとっては初めての拠点施設で、このチャレンジに向けて頑張っていきたいという提案でございました。

区長からは、毎月の活動内容や学校に行きにくくなった子供たちへのアプローチなどについて質問があり、月5回から6回の活動を考えていることや学校に行きにくくなっている子供たちの選択肢としても考えていきたいと説明がありました。この説明を受けた上で、地元長谷地区として受け入れることへの理解を得たところでございます。

19ページからは、開設に向けたスケジュールを添付しとります。契約後直ちに、体操教室ができるよう改修に取りかかりたいとされておられまして、本格稼働は来年4月で、令和6年度は地域の需要をリサーチしていきながら、2年目にコンテンツ、中身の充実を図り、3年目からは中身の定着化、地域連携の強化をしていくという計画でございます。

20ページには収支計画を添付しとりまして、年会費や体操教室の参加料から事業費を捻出することとされてます。教室の参加料が主な財源であり、京極WORKSとしての人件費は計上されていないことから、この事業で生計を立てるのではなく、地域と共に地域の活性化と発展に貢献していきたいという思いと考えております。

続きまして、21ページからは契約書案を添付しております。契約内容につきましては、先ほどの旧地域交流センターと同様でございます。また、賃料につきましては、その他の施設同様に固定資産評価額から算定をしとりまして、ちなみに長谷幼稚園の賃料は旧南小田小学校とほぼ同額でございます。

第9条及び第10条には解約に関する条文を、第15条には明渡しに関する条文を明記しておりますので、これにつきましても6月5日の詳細確認の際にもお伝えし、承諾を得たところでございます。

また、地域住民の優先雇用等につきましても先ほどと同様でございます。

以上が詳細説明となります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。少しお尋ねします。今の説明で子供の受入れはしていくということだったんですけども、これは町内のみなのか、それとも町外もされる予定なのか、どうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。子供たちというふう聞いておまして、町内、町外というふうなところは聞いておりませんので、幅広くこういった子供たちの募集をされることがそういった会費や年会費にもつながっていくと思えますので、いろんな子供たちがそこに集えることができればいいかなというふうにお考えしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。幅広くということですね。

それと、20ページに予算の計画書がありますけれども、これシニアクラス、あるいは子供クラス、親子個別クラス等ありまして、1人が500円、1,500円、2,500円と単価が書いてありますけれども、これは1回の参加費と私は理解してはいるんですが、その1回の参加費や年間20クラス、ということは同じ人がそこへ行けば20回は行くことができると、その20回の回数でもって、この1人、例えば1,500円なら20回分の講習料が要するというふうに理解しているんですけども。この現況ですね、見込みというのは、もちろん予算を立てられていて、この根拠はあると思うんですけども、町としてはこれは可能なかどうか、見込みは可能かどうか、どう考えておられますか、お伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。今各区でもミニデイとかそういったところで健康教室もされてるというふう聞いておりますので、その辺人数的にどうなのかという御質問かなというふうに思うんですけども、やはり講師がついて教室をするというのと自分たちだけが集まってするというのでは、少しやっぱり違うというふうに思うんですよ。地元説明会の中でも区長さんから話ありましたけども、やはり自分たちだけでやってるよりは、そういった誰かに教えていただけるという場があることが大事なかなというふうなところも区長様のほうからも話ありましたんで、そういったところも見込んで、この回数については可能というふうなところで考えておられるというふうに思っておりますので、そういった思いで町としても受け止めているところでございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ある方。

3番、小寺議員。

○議員（3番 小寺 俊輔君） 3番、小寺です。1点だけ教えてください。全員協議会の際に気づいてお聞きすればよかったんですけど、気づかなかったんで、今お聞きします。13ページに土地5筆の地目が載ってますね。その中で、いわゆる田畑、農地が2筆あるんですけども、農地のままでいわゆる貸付契約は可能なかどうかというところを教えてください。

○議長（澤田 俊一君） どなたが答えられますか。

暫時休憩します。

午前 9 時 2 5 分休憩

午前 9 時 3 8 分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

先ほどの小寺議員の質問に対しまして答弁をお願いいたします。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。現況につきましては、ここは雑種地等になっておるんですけども、財産台帳上の地目が今、田と、農地というふうになっておりまして、税務課の課税状況も確認しますと雑種地のほうにもう直っとりまして、財産台帳が直ってないというふうなところでございますので、これにつきましては至急に訂正をしたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

3 番、小寺議員。

○議員（3 番 小寺 俊輔君） 3 番、小寺です。今回はいわゆる表記間違いということで、いいと思うんですけども、ほかにも普通財産の中に田畑と表記されてるところはたくさんあると思います。これを機に一度しっかり見直していただいて、以後同じことがないようによろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。今回貸し付けている、跡地活用してるとこも含めましてちょっと調査していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第 7 6 号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第 7 6 号議案は、原案のとおり可決しました。

議事日程第 2 号の 2 の審議が終了しましたので、議事日程第 2 号に戻ります。

ここで暫時休憩します。

午前 9 時 4 0 分休憩

午前 9 時 4 1 分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

ここで傍聴者の皆さんにお願いをいたします。会議の傍聴につきましては、地方自治法第 130 条第 3 項に規定に基づき定めております神河町議会傍聴規則を必ずお守りいただきますようお願いいたします。

なお、注意事項等につきましては、傍聴席入り口に掲示をしておりますので、御確認ください。

また、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切っていただきますようお願いいたします。

それでは、日程に戻ります。

日程第 1 一般質問

○議長（澤田 俊一君） 日程第 1、一般質問であります。

町の一般事務について、質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第 9 1 条及び第 9 1 条の 2 の規定により、質問は 1 要旨 1 問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしております。議員 1 人につき、質問、答弁合わせて 6 0 分以内となっています。終了 1 0 分前と 5 分前にはブザーを鳴らし、6 0 分を過ぎると質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第 1 2 条第 1 項においても会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式でこれを行うと定めています。

同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると議員に反問できることを認めています。

また、同条第 3 項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるように努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化に図るためのものですので、念のためにここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、7 番、松岡宣彦議員を指名します。

7 番、松岡議員。

○議員（7 番 松岡 宣彦君） 皆さん、おはようございます。7 番、松岡です。今から一般質問に移らせていただきますが、今回の一般質問については、私が今まで議員活動してまいりました中で住民の方から、この点についてどうなんかなという質問を受けて、

私自身が、いや、分からんという点を質問したいと思いますので、私も簡潔に質問しますんで、簡潔に分かりやすくお答えのほうよろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、これはもともとは国道312号線沿いの方からの質問というか、お願ひを聞きましたんで、その点なんですけれども、国道、県道、町道の管理、保全、整備についてお聞きします。

国道、県道、町道の管理、整備が十分でないと思受けられるのですがという点についてです。

まず車線境界線、センターライン、外側線などが消えているところがありまして、運転者、それから歩行者ともに安全面を担保できなくなっている場所があるということです。この車線境界線なんですけど、どういった基準で線の引き直しをされているのか。また、国道、県道、町道それぞれの総延長距離と区画線を引くためのメートル単価、それまた区要望で国道、県道、町道の路面状態が悪いため舗装工事をしてもらいたいという求めがあった場合、現時点で対応できていない箇所も含めどういった形で工事を進められるのか、その点よろしくお願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松岡議員の御質問にお答えします。

まず、町内の道路網の状況ですが、兵庫県が管理する国道が1路線、県道が6路線、町道が576路線でございますので、このたびの質問は、これらの道路の管理や保全、整備についてでございます。

道路の適正な管理と道路整備には、走行時間の短縮や交通事故の減少のほか、生活の質的向上や物流の効率化、企業活動の向上、観光産業の活性化、農林業の活性化など、様々な分野において効果が期待されていることから、全ての生活の根幹をなすものと思っております。

しかしながら、御質問のように道路の管理や整備が十分でないことは、各区における要望からも理解しているところであり、大変重要な課題事項であると認識しています。

このような中、町管理の町道については、限られた予算の中でできる限りの維持管理や安全対策を進めているところですが、なかなか行き届かず、町民の皆様には御不便をかけております。

また、兵庫県が管理する道路につきましても課題が山積していますが、神河町としましては兵庫県の土木事務所に粘り強く対策を要望していくしかございません。

こういった状況ではございますが、今後も住民の皆様が安全に利用できる道路を目指していく所存でございますので、議員の皆様におかれましてもより一層の御理解と御協力を賜りたいと思ひます。

なお、詳細につきましては、建設課長からこの後説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） それでは、松岡議員の質問にお答えします。

①の1点目ですけれども、こういった基準で線の引き直しなどの整備をしているのかということについて御回答させていただきます。

合併以降におきまして、今日まで道路の区画線でありますとか外側線の劣化による引き直しについては、地元要望による引き直しでありますとか、舗装修繕に併せて引き直したといったものが大半を占めておりまして、一定の基準によって計画的に対応してきたとは決して言えない状況でございます。

一方で、これまで数多くの舗装修繕をしてきたことによりまして、外側線の引き直しもある程度対応できているということもありまして、区画線の引き直しに限定したといえますか、特化した予算措置も特にしてこなかったというのが現状でございます。

こういった中、兵庫県におきましては、横断歩道を横断中の事故死傷者数が年々増加傾向にあることを踏まえ、令和6年度第1回県・市町懇話会におきまして、横断歩道等安全対策プロジェクトというものが公表されまして、令和5年度の2月補正におきまして8億円の予算措置がされております。このプロジェクトは、県内の消えかかった横断歩道、約1万か所ぐらいあるそうですけれども、このうち、通学路でありますとか住宅街、交通量の多い場所でありますとか交通危険箇所にある横断歩道の緊急対策に5億円、県管理道路におけるセンターラインなどの区画線の引き直しでありますとか、自転車レーンのカラー舗装の引き直しに3億円が計上されておりますので、町内の国県道についても対策が順次されていくものというふうに思っております。

次に、2点目でございます。国道、県道、町道それぞれの総延長距離と区画線の単価につきましても、兵庫県が管理する国道312号線の総延長は11.8キロでございます。次に、県道ですけれども、主要地方道加美穴栗線をはじめ町内には6路線ございまして、総延長は66.7キロメートルとなります。

最後に、町道の総延長ですが、576路線ありまして、総延長が269.1キロメートルとなっております。また、区画線の単価につきましても、昨年度の施工実績によりましておおむね1メートル当たり900円程度ということになります。

次に、3点目の区要望で国道、県道、町道の路面状態が悪いため舗装工事の要望で、現時点で対応できていない箇所について回答させていただきたいと思っております。

平成26年4月から令和6年3月までの10年間の集計でありますけれども、国道、県道、町道の路面状態に関する要望は、延べ223件で路線にしまして248路線、箇所数が361か所ありました。

内訳ですけれども、国道に対する要望が3件ございすけれども、要望内容が国道全線にわたり、全体にわたりなどの記述がございまして、具体的な箇所数につきましても集計することができませんでした。

次に、県道に対する要望につきましても20件ありまして、要望内容が国道と同様に

県道何々線全線にわたりなどといった記述から、具体的な箇所が特定されていないものが10件。20件のうち残りの10件につきましては、具体的に県道〇〇線の〇〇付近と特定された箇所でありました。このうち、対応済みの箇所が9か所、未対応の箇所が1か所でございます。

この1か所につきましては、今後工事を着手する県道加美穴栗線の歩道整備区間、柏尾から福本区間になるんですけども、その区間内でありまして、これによる舗装工事、整備が完了すれば対応済みとなる予定でございます。ただし、県道舗装工事としまして、県道長谷市川線の新野駅から南側について、市川町との境になりますけども、そこにつきましてはかなり傷んでいるところも認識しておりまして、個別に強く要望しているところでございます。

最後に、町道ですけども、200件ありまして路線数が225路線、箇所数が351か所で、未対応箇所は48か所となつております。なお、町道の未対応箇所につきましては、本年度実施予定のものが19か所、それから町道作畑・新田線のように複数年に事業が及んでいる箇所、これが完了することによりまして対応済みとなる箇所が15か所。残り14か所が、比較的損傷が軽度のため経過を観察しているという箇所となっております。

以上で説明終わります。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） お聞きしました。

全体的な印象としては、十分に管理、整備はされていないという認識は十分に持たれているんじゃないかと思えます。それはなぜですか。それ十分認識されているのに、まだ対応できていない箇所はたくさんあるというのはなぜですか。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうでお答えさせていただきます。

国道、県道、そしてまた町道については、私、就任してからも、道路だけではございませんが、全ての集落からの要望については500件を超える、そういった要望になっております。その中でやっぱり大部分を占めているのは、道路であったり、水路であったり、河川というところでありまして。どうしても予算をしっかりと確保して整備をしていかなければいけないということでございますが、特に集落要望については、一応一定のルールといいますか、つけさせていただいて、一つの集落に1か所であるとか、そういうふうにご間ずっと計画立ててしてきたというところでございます。

なかなか町民の皆さんが満足できる、そういった施工実績になっていないというふうにおられるわけでございますけども、町としても財政と十分相談をさせていただきながら年間予算を可能な限りつけさせていただいて進めてきているというところでございます。

一番大変なのは、県道、国道ということで、兵庫県が管理する道路でございます。そ

の部分については、私ども区からの要望に基づいて一生懸命要望はするわけでございますけども、何せ兵庫県、広い面積の中で管理する道路がたくさんあるというところがございますので、その辺も兵庫県としても十分な対応がなかなか予算がつきにくい中で、結果として今のような状況になっているというところではございます。

ただし、国道、県道についても毎年粘り強く要望することによって緊急度を要するところについては予算を確保して施工していただいているという状況がございますので、その辺りは御理解をいただきたい、このように思うところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。結局は予算的などところに行き着くのだと思います。

ところが、この単価を聞きましたら、この答弁の中にメートル当たり900円というような大体金額は出てるわけですから、となれば総延長距離と今までのデータを含めたら、今年は線を引き直しだけでもこんだけの予算を必要とすれば完璧な車線境界線が引けるなという予算立ては、非常にほかの事業と比べてしやすい予算組みを立てれると思うんですよね。

私どこへ行っても、どこへ行くのにもやはり便利なもんですから自動車で行くことが多いです。別にほかの自治体の批判するわけでも文句でも何でもありませんが、名古屋へ行きます。非常に美しいです。もうああ、ここに住みたいと思うぐらい美しいです。

大阪へ帰ってきます。ぼろぼろです。帰った途端にぞっとするんですよね。先日も加古川を走っておりまして、今はナビゲーションが発達してるんで、ここ右折、左折というのは分かるんですが、車線境界線が全部消えてしまってるんですよね。ここで右に曲がるはずだけれども、どこがセンターラインなんかも分からないという箇所がありました。

そうなると、ここの神河町は観光地も多いですし、遠方から来られる方も多い。やっぱり車を運転していて、最初にそのまちの、目的地の印象与えるのは道路ですよ。住民だけでなく、よそから来られる方の印象受けるのも、道路の下のアスファルトが少々傷んでいても、そこで線を引いても無駄なのかもしれないかもしれませんが、少々傷んでいても線さえはっきり引いてあればきちっとしているなという印象を受けます。

だから国道、県道については町独自で、単独でするわけにはなかなかいかんでしょうけれども、せめて町道だけでもきちっと引いてやるところには引くという形を引いとればほかから来られた方も皆喜ばれるんじゃないかと思えますんで、予算を組まれるときに大体計算をして、そのことについて、今年はこれぐらい余分につけますというようなことで車を運転している人、歩行者の皆さんのためにどうか車線だけでも、車線境界線を引いていただきたいと思えます。よろしく願います。

続いて、質問させていただきます。続いては、国道312号線沿いにずっと歩道がついてます。僻地に近いので歩行者というのは少ないんですけども、歩行者の安全だけで

なくて、事故を起こすのも、歩道が車を事故があったときに止めるという役目もすると思うんで、歩道はただ歩く人だけでなく、車にも必要な設備だと思うんですね。国道312号線、ずっと皆車で走られてて感じると思うんですが、市川町からずっと上がってきます。全部歩道ついてます。今度神河町過ぎて、朝来市へ入ります。ずっと歩道がついてます。ついてないのは本当に何か所かなんで、そのことについて歩道が設置されていない理由、何なのか教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。それでは、2つ目になります国道312号線沿いの歩道の設置についてお答えさせていただきたいと思います。

1点目でございます。歩道が設置されていない箇所は当然調査済みであると思うが、未設置部分について設置される予定はあるかにつきましてです。まず、国道312号で歩道が未設置の箇所につきましては、町内で大きく分けると3か所ございます。町の南部から順に言いますと、福本区におけますキンキサインの南辺りの約50メートルぐらいですね、それと杉区に入りまして道の駅から杉の大歳神社のバス停までの間約750メートル、それから猪篠区に入りまして播但連絡道の神崎北ランプから朝来市との市町境まで約2.7キロメートルでございます。これとは別に、今、吉富区の吉富南交差点北付近につきましては、現在、事業を実施中となっております。

次に、未設置部分の設置予定につきましては、これにつきましては兵庫県の躍動する兵庫の実現に向け、ひょうごビジョン2050に描く強靱で持続可能な社会を目指したインフラ整備を推進するため、ひょうごインフラ整備プログラムといったものが令和6年3月に旧社会基盤整備プログラムの改訂版として策定されたところです。

これにつきましては、今後10年の兵庫県のインフラ整備計画を示すものでございまして、当町の歩道整備としましては、既に事業が進んでいる国道312号線、先ほど申しました吉富地内と、国道ではございませんけども、県道加美穴粟線、加納、東柏尾、柏尾地内といったものが対象路線として上がっております。

姫路土木の福崎事業所によりますと、現時点ではこの2路線のほかに神河町で歩道整備の実施予定はないということでございます。

次に、2点目でございます。設置予定がない箇所について、設置しない理由はこういった内容のものかにつきましてです。現在未設置の区間ですけども、過去に事業要望を行った経緯もあると聞いておりますけども、用地の取得であったり、学校の統廃合による徒歩通学からバス通学になったことなどから、国道の歩行者、利用者がほとんどなくなったことが理由でございます。これによりまして事業化には至っていないということでもございました。

仮に現時点におきましてこれらの諸条件がクリアされたとしまして、歩道の整備が可能かといったところを兵庫県に伺ったところ、現行の制度では歩道整備事業を実施するには、まず対象区間が通学路として利用、通学路として指定されているかどうかという

ことが第一条件になるようでございます。

では、なぜ通学路に指定されていなければいけないのかということでございますけども、平成24年に京都府の亀岡市でありました通学路でありますとか、令和元年度に滋賀県大津市の通学路で発生しました事故といったものにつきましては記憶に新しいところでございます、これを受けまして、都道府県でありますとか市町村、警察署などが連携しまして、通学路の安全性について緊急合同点検を実施したところでございます。

歩道の整備事業に取り組むには、この点検結果により作成された通学路交通安全プログラムに載っていることが最低限必要であるということでございますので、通学路として指定がなく、歩行者も少ない当該区間におきましては、残念ながら補助事業として整備できないといったこととなります。

このような状況下で、仮に兵庫県の単独事業での実施の可能性について聞いてみたところですが、対象となる箇所を整備したとしても、将来のやはり利用度、利用率が高くなることは現時点では考えづらい。事業化に向けての議論において、最終的にこの将来の利用率が焦点となってくるので、当区間の整備は県全体を見ても非常に厳しいといった見解でございました。

以上が回答でございます。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。ちょっと長々と質問してしまいましたんであれですけども、国道沿いの歩道については今言われたそのとおりの区間が歩道設置されていません。地元の人に聞きまして、用地取得の関係やと言われたんですけど、地元の人と言われるには、銀の馬車道の道の駅の北側に、新大山橋いうのがあるんですけど、それより北側は土地買収は済んだらはずなんやけどなということなんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） その区間につきましては、私もちょっと調べたところなんですけども、圃場整備で両面田んぼをされてます。それで特に用地買収してるという経緯はなかったというのが私の調べたところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） そうですね。そしたらそういうふうに地元の人が何か勘違いされてるんですかね。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。当時といいますか、圃場整備の段階で、もしかしたら歩道を見越したといった圃場整備なり、そういう格好で境界が決められている可能性はございますけども、特に改めて買収したといった経緯はちょっと見当たりませんでした。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。そしたら、その部分については歩道をつけようと思えばつけれるわけですか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原 寿一君） 建設課、藤原でございます。具体的に歩道の幅とか、現地でこれだけ分が必要とか、現地でちょっと幅を当たったわけではございませんので、はっきり申せませんが、状況というか、図面見た限りでは、そんな3メートルとかいう大きな歩道はつけられないかもしれませんが、歩道が全くつけられないということはないのかなというふうには思っております。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。その学校の通学路からは外れてるんですけども、そこはやっぱり銀の馬車道を歩く人が非常に多いらしいですよ。だから祭日、日曜日、土曜日には団体で歩く方も結構あるようなので、あそこの部分は車も物すごいスピードも出してますんで、何かあってからでは遅いと思うんで、一生懸命のほうへ要望はされてると思いますが、なお一層努力していただいて、また地元の方が何か要望されるときに嘆願書なりあったほうが強いならば、その話をさせてもらって、そういうものを集めてつけていただいたほうが全てにおいて安全に保てると思うんで、よろしくをお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 答弁よろしいですか。

○議員（7番 松岡 宣彦君） いいです、いいです。

続いて、話は変わるんですが、町の人口が非常に少なくなっていると。それを食い止めるのに若者世帯やとか、移住者、シングルマザーなどへの補助や支援は充実しているようには思うんです。

ところが聞く話によると、神河町で大きくなって都会へ出て、仕事もして勤めた。子供も大きくなったんで、神河町へUターンして暮らしたいという高齢者の方。ところが神河町には今もうお兄さんが家建てとられるんで、来たいんやけれども家を建てる資金もたくさんあるわけでもないんで、町営住宅もたくさんあるんでその中に入りたいたいという人がいます。そういった方に田舎暮らしを始める第一歩として、町営住宅を勧めるとか、特に移住者も含めてUターンされる方に補助金や支援を何か新設されてはどうかと思うんです。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 松岡議員の2つ目の質問、町の人口減少を食い止め、さらに増加させるための政策についてお答えさせていただきます。

神河町では、平成27年度第1期、令和2年度第2期を作成しました神河町地域創生総合戦略により人口減少を食い止めるための事業を実施しています。しかし、令和6年4月25日の神戸新聞では、全国744自治体が消滅可能性、県内では13市町として報道されました。その中に神河町も含まれていただいております。

平成26年、2014年5月に日本創成会議において消滅可能性都市が公表され、神河町が消滅自治体と公表されてから10年が経過したわけでございます。消滅可能性の原因は、20代、30代の若い女性が減少して、子育て世代が減少することにより、子供がいなくなると予想されることから消滅の可能性があると公表されたわけでございます。

それを受けて神河町の地域創生総合戦略では、若者、特に子育て世帯へある程度特化した施策として、若者世帯住宅の建設や家賃補助、またリフォームや住宅取得に対する補助、また戦略的にシングルマザー移住支援事業にも取り組んできたところでございます。

その効果としては、住宅関係施策により出生数が40人台から70人台へと増加したことやシングルマザー移住についても5年間で20組60人の移住があり、シングルマザー移住などでネット検索をしていただきますと上位に神河町が出てくるなど、効果があったものと認識しています。

その一方で、地域創生総合戦略では子供の出生数目標を年間80人としていますが、令和4年度中の出生数は38人、令和5年度中の出生数は49人でありまして、少しは改善したものの、非常に厳しい状況が続いています。

神河町といたしましては、世代交代ができる持続可能なまちづくりを目指して、若者に対する移住定住施策を積極的に進めてまいりました。引き続き若者に重点を置きながらも、状況に応じ幅広い施策を行っていきたいと考えております。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。それでは、松岡議員の御質問の詳細を説明させていただきます。

このたび、松岡議員の御質問におきます高齢者の移住促進、神河町に帰っていただけるということにつきましては、人口減少を防ぐためには非常によい御意見と受け止めております。現在、実施しております移住促進事業において、補助金などの優遇制度はないものの世代を超えた移住定住施策促進事業を現在実施しております。

その一つの支援としましては、総合的に移住定住の相談窓口を一般社団法人かみかわ移住定住サポートセンターに一本化しておりまして、空き家、空き土地バンクの情報発信も行い、広く御活用をいただいております。また、満65歳未満の住居を新築、購入された方につきましては、上下水道の加入金やケーブルテレビの加入金などを減免しておるという制度も持っております。また、移住施策そのものではありませんけれども、神河町の魅力としましては、公立神崎総合病院を運営しておることが移住先への魅力の一つともなっております。病院をはじめとする病院に関連する福祉施策においてもその魅力の一つというふうに考えておるとこ

ろでございます。

そういったことから、現在は高齢者に特化した優遇制度は考えておりませんが、本年6年度には、令和7年度から10年度までの神河町地域創生総合戦略を新たに策定してまいる予定にしておりますので、この御意見も踏まえて人口減少問題について戦略を検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、比延、柏尾地内に設置している町営住宅へ的高齢者の入居につきましては、所得額にもよるところはありますけれども、入居は可能ということになっております。ただし、新野駅前と中村に開設しております地域優良賃貸住宅については、夫婦の年齢が80歳未満の若者世帯や18歳以下の子供を扶養している子育て世帯の条件がありまして、高齢者の方については入居ができない状態でございます。今後、状況に応じて必要であれば制度の変更も検討してまいりますので、併せて御理解をお願いしたいというふうに思います。

また、町営住宅への入居以外にも、既存事業でもあります空き家活用支援事業は年齢を問わず活用していただけますので、改修を行っていただき移住していただくこともよい支援というふうに思っておりますので、今後につきましては活用していただけるようにさらなる周知を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、農業をしたい人向けの有機農業体験を活用した空き家見学ツアーも移住定住サポートセンターでは今年から実施をしております。農地と空き家をセットにした利活用についても充実してまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞ御理解をお願いしたいというふうに思います。

松岡議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。いろいろといろんな策はあるんだなと改めて思ったんですけども、この柏尾地内の町営住宅ですね、所得額にもよるけれども可能だというふうにお聞きしましたが、ある方はいろいろ聞いたんやけど、ないと言われたんやということちょっとお尋ねになってこられたんです。その所得はどれぐらいのところなのか、夫婦でなくて独身でもいいのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。比延、柏尾地内につきましては、現状入居する部屋があるかどうかといいましたら、今現在はいっぱいというふうな状況になろうかなというふうに思いますけれども、空いた時点では、所得額もちょっと申し訳ございません、住民生活課長のほうからまた答弁をいただけるかなと思いますけれども、所得額によりまして入居が可能になってくるところでございます。

また、一つ、県営住宅というところもあるんですけども、県営住宅につきましては、

一旦兵庫県内に住居している方が県住のほうに入ることができるということで、他府県から直接県営住宅に入ってくる場合については今入居ができないというふうな状況ですので、県営住宅についてはちょっと一つクッションがあるというふうなところで御理解をいただきたいなというふうに思っております。大変申し訳ございません。以上が説明です。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課参事兼防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。所得制限ですけれども、15万8,000円というような一定の基準がございまして、これまでの月額所得の方につきましては入居ができるということでございます。

現在入居の状況ですけれども、柏尾団地のほうにつきましてはもう入居がいっぱいということになっております。

しかしながら、比延団地につきましては、まず募集できるのが2戸というような状況です。もう1戸も空きの修繕も完了して、もうしばらくすると募集はできるかなという状況でございます。この2戸につきましては、今週から募集を開始ということで進めております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 独身の方もオーケーですか。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この町営住宅につきましては、単身という方につきましては入居ができないということになっておりまして、同居者がいらっしゃいましたら入居は可能ということでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。それは単身では駄目だという理由は何かあるんでしょうかね。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。この理由という部分につきましては、少しお答えするのは難しいかなというところなんですけれども、公営住宅法という法律に基づいて、こういった住宅を整備して募集をかけているところでございます。そういった制度の中での運用ということで御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。分かりました。その法律にのっとった内容であるという説明も問合せがあればしてあげたらどうかなということなんです。

Uターンしてくるとい人も定年になってもまだまだ農業で働く人もいらっしゃると思います。営農組合、そういう農事組合法人もありますけれども、農業に携わる人が少

なくて、人手がなくて困るんやという話もよく聞きます。だからUターンする65歳以上の方でも十分に働けると思うんで、人口が増えてくるというのは物すごいええことやと思いますし、ぜひまたいろいろな制度を考えていただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

続いて、これは私が希望することなんですけれども、若者が大勢出ていってしまうと思うんですよ、神河町から。神河町へ残ってもらいたいという考えが大いにあるんですけども、流出を食い止めるための策として、学校を卒業されて、それから今度就職を機に出るといふ若者が多いと思います。その人たちに、福崎に住むんや姫路に住むんやという人に、神河町から仕事に通っていただきたいと、住民票残してもらいたいという考えから、この町内に就職してからも住み続けるんだという人に何か支援をしていただきたいと。それも何をしたらいいのかというのは分からないんで、1つずつこれもちょっとやってみようというやり方で、親と同居の人、それから単身でどこか家を借りて別に住んだとしても神河町内に住んでもらう。それからまたはお父さんお母さんと一緒に住む、それからおじいちゃんおばあちゃんも一緒におるんやという人はまた別の支援をして、三世代で住んでもらいたいというようなことがあって、でも神河町からもう通うのは大変なんやと、それに見合うだけの何か支援をしてあげれたらと思うんですけど、この私の提案についてどういうふうなお考えをさせていただきますでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。松岡議員の質問に答えさせていただきます。

この質問につきましても、私ども大変よい御意見というふうに受け止めさせていただいております。

先ほど述べさせていただいたとおり、現在、神河町地域創生総合戦略に沿って、若者世帯に対する施策を行っております。若者が結婚と同時に、先ほど言われましたとおり就職を機にというふうなところもあるんですけども、若者が結婚と同時に町外へ転出する傾向があったというふうなことから、転出防止策としまして、まずは若者世帯の賃貸住宅の建設、設置や民間賃貸住宅に対する毎月2万円を上限とする家賃補助、それからその後定住策として住宅の新築や購入やリフォームを行った場合の補助というふうな形の若者世帯、若者子育て世帯に対する支援を実施してきております。

令和6年度からは婚姻に伴う新生活を支援するため、住居費等の住居に対する経済的支援として上限60万円を限度に結婚新生活支援事業も実施をしておるところでございます。

また、本人世帯とその子供及びその父母等の三世代が同居する場合には、一定の条件はありますが、三世代同居対応改修工事推進事業によりまして、最大270万円まで補助を行うこととしております。ただ、制度ができた令和4年度以降、まだこの事業については実績がない状態となっております。

松岡議員の御質問の就職を機に親との同居ということから推測すると、独身の若者とその父または母との同居という意味では、現在補助制度ではありません。新婚または子育て世代の父または母との同居につきましては、さきに述べさせていただいたとおり新築、購入、リフォームの補助を利用していただければ可能かなというふうに思っております。

また、同居、近居に対する特別給付金という制度の創設は現在のところ考えておりませんけれども、結婚前から結婚後、それから子育て世代など一体的に事業に取り組みまして、必要に応じて制度設計の変更を検討しながら、引き続き若者の流出を防げるよう取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上、松岡議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。いろいろと考えて、いろいろ事業をしていきたいと思いますその内容はこれでよく分かりました。

全体を通してのあれなんですけども、今日質問させていただいた中で、最後は私の意見やったんですけども、町民の皆さんの中で制度や中の事情がよく分からない方が大勢いらっしゃるんやというのは、これでよく分かると思うんです。私ら自体でも分からへんこともたくさんあるんで。こういうことについてはこうしたらええんやと。こういうことについてのちょっとした悩みはどこへどういうふうに言ったらええんやというようなことを、もっと窓口を広げて町民の皆さんにいろんなことを周知してもらって、町としてこういうことで頑張っているんやというような答えがすぐ出せるとか、また何かの簡単な方法で問い合わせできる、問い合わせしやすい、何の疑念も持たずに安心して暮らせる町を目指していただきたいと。

今これを聞いてましたら、本当にいろいろと頑張っておられるなというのは感じます。でもこういう機会がなければ町民の皆さん全く分からないと思うんで、そういう点で皆さんやってられることももう非常にもったいないんで、惜しいんで、ぜひ自分たちが、町役場がやっていることを広く皆さんに理解いただいて、どうぞみんなが安心して暮らせる、こういう説明をしよう、周知してもらおうという努力も併せてお願いしたいと思っております。

以上で私からの質問は終わります。

○議長（澤田 俊一君） 特にコメントはよろしいですか。

○議員（7番 松岡 宣彦君） そしたら、最後に、町長から一言いただきたいと思えます。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、私のほうでお答えさせていただきます。

移住定住、人口対策について御意見をいただきました。しっかりと受け止めさせていただきます。

そして、情報の伝え方というのは本当に難しいなとつくづく思っているところがございます。よくこれまでの議会の本会議の中でもやり取りもさせていただきましたが、どういうんですか、町のホームページを見てくださいということだけでは、なかなか見ていただけないということがございます。いかにこちらから発信をするかです。ホームページに掲載をしたから見ていただけたとは限らない。その内容をやはりいろいろな形で発信をしないと、見ていただくような情報提供的なことをもっともっと工夫をしなければいけない、そんなことは常に思っているところがございます。

特に若い方々では、最近では新聞を取らない方々もたくさんいらっしゃるようでございますし、広報は毎月一世帯には配布もさせていただいているんですが、そこにはしっかりと情報としてはあるんですが、それがなかなか届いていないという、そういうことでございますので、紙ベース、そしてまた電子媒体、そういうところも工夫をしながら、より情報が伝わるようなそういう取組をこれからも考えていきたいというふうに思っております。

ただ、この支援策については、ほぼ10年ぐらいになろうかと思っております。そういう意味において、どういうんですか、情報をキャッチしていただいている方々とそうでない方の差が松岡議員の今回の一般質問で何かあるというふうに感じ取ることができましたので、それも含めて今後情報発信しっかりとしていきたいというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。頑張っていたらそれで私はいいなと思えます。

最後に、総務課長、ホームページ、最新に書き換えられとりますか。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。この4月の行政情報委員会の際にそのことをちゃんと伝えまして、新しい年度スタートしたんで、ホームページの更新をというふうに伝えておりますんで、そういったことについてはこれからも徹底してやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） よろしく申し上げます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） どうぞ、席帰ってください。

以上で松岡宣彦議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで暫時休憩とします。再開を11時ちょうどとします。

午前10時35分休憩

午前11時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

次に、2番、木村秀幸議員を指名します。

木村秀幸議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。

町内河川でのカワウ被害対策についてお聞きいたします。

近年、町内河川に放流されたアユ、アマゴ、ニジマス等がカワウにより捕食され深刻な被害が出ております。今までされてきた対策とこれから考えておられる対策をお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、お答えさせていただきます。

カワウ被害が全国的に拡大した平成20年頃に、町内河川でもカワウの飛来が見られるようになり、22年には町内3漁協、漁業協同組合でございしますが、それぞれの漁区で防除や駆除等の被害防止対策に取り組み、現在も内水面漁連、正式には内水面漁業組合連合会と申しますが、そちらからの補助金を活用するなどして継続されています。

平成29年9月には、越知川で数十羽から200羽近い飛来が連日確認され、釣り専用区のアユが全くいなくなるという被害が発生しました。それ以来、毎年アユが大きくなる8月後半から10月にかけて100羽を超す集団が飛来するようになり、町内での繁殖は確認されていないものの予断を許さない状況が続いています。

漁協等が行うアユやアマゴなどの放流事業は、変わらない川の風景を守る重要な事業であり、カワウ被害対策のみならず漁協運営の継続を町として引き続き支援してまいりたいと考えています。

なお、詳細につきましては、農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事から説明いたします。

○議長（澤田 俊一君） 岩田農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事。

○農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事（岩田 勲君） 農林政策課、岩田でござい。木村議員の質問について詳細説明をさせていただきます。

まず、町内におけるカワウの生息状況ですが、現時点で確認されているカワウが集団で夜間に休息して過ごすねぐらやカワウが繁殖を行うコロニーはございません。近隣では平成24年以降に市川町の浅野でコロニー、このコロニーは現時点では消滅しております。また加西市の県立フラワーセンターでねぐらが確認されています。

参考値としまして、県内では令和4年3月時点でねぐら・コロニーは45か所確認され、令和4年12月時点で個体数は7,129羽と報告されています。

次に、漁期中における町内への飛来数ですが、越知川では平成29年9月に200羽近い集団での飛来が確認されました。ここ数年は漁期終盤に100羽程度の飛来となっています。また、現在アユの放流を実施していない小田原川及び犬見川では、集団での

飛来は少なく1羽から3羽程度の飛来ということでございます。

また、漁期の終了した秋には落ちアユなどを求めて越知川の福本や貝野付近、また市川でも150羽を超える集団での飛来が確認されています。これらのカワウは、平成30年頃までは主に市川町内のコロニーから飛来していましたが、近年はどこから来ているのかを確認できていません。

次に、カワウ対策ですが、これまで神河町においてはカワウが飛来し始めて以来、越知川漁協、寺前漁協、長谷漁協において、それぞれの放流事業の状況に合わせて必要な対策に取り組んでいただいております。具体的には、漁期を中心に役員の目視による飛来状況等の生息調査、ロケット花火やドローンを活用した追い払いを年間40日程度、稚魚放流後から解禁日までの対策として、テグスの設置や漁期中のかかし設置による着水防止、そして猟友会に委託して実施する銃器による駆除に取り組んでいただいております。その成果としては、令和5年度の駆除数、越知川漁協で28羽、寺前漁協で1羽、長谷漁協で3羽の32羽と報告を受けておるところでございます。

一番効果のある対策は銃による駆除ですが、銃を使えない場所もあります。兵庫県では銃器以外の駆除手法として釣針を用いた駆除手法の効果検証もされる予定ですので、その結果等も注視しながら効果的な対策があれば各漁協等の情報提供したいと思います。

これらのカワウ対策費用の財源は、全国内水面資源被害対策事業助成金を充てていただいております。令和5年度の実績では越知川漁協が36万1,000円、寺前漁協が34万8,000円、長谷漁協が22万5,000円となっています。

また、町の水産活性化補助金も人件費は対象となりませんが、カワウ対策に必要な資材費や機材のリース料、外部委託による調査費等に活用していただけますし、この補助金は町内3漁協のほかNPO法人兵庫トラウトファウンデーションも補助対象者となりますので御活用いただければと思います。

最後に、今後の対策についてでございます。カワウの対策として、これまで説明しましたとおり、漁業協同組合による生息調査・追い払い・テグス張りや猟友会に委託する捕獲活動による対策が一番効果的です。それぞれの放流事業に合わせた取組を継続していただくことが重要と考えとります。

しかしながら、町内においてねぐらやコロニーが確認された際には、放流事業のみならず周辺住民の方に対しても鳴き声による騒音や、ふんによる悪臭など生活習慣にも大きな影響を与える場合がありますので、当該樹木の伐採や卵にドライアイスを散布し、ふ化を抑制するなどの対策も有効であると報告されていますので、町としてそういった有効的な対策を研究しながら講じたいと思います。

いずれにしても、飛来状況やねぐら、コロニーについて、早期発見、適切な時期の対策が重要です。漁協関係者や近隣市町とも十分に情報共有しながら必要な対策を講じたいと思います。

漁協等の取組は神河町の美しい水辺環境を守ることにつながる事業でございます。今

後も町内外の多くの方々が川に親しみ、魚釣りや水遊びを楽しめる事業を継続していただくために、町として必要な支援をしっかりと実施してまいりたいと思います。

以上、木村議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。町でカワウ被害を防止するためにも防災無線でお知らせをお願いします。

ここからは提案になりますが、カワウは1日約500グラムの魚を捕食すると国の調査で出ております。アユ等のサイズなら10匹ほどが食べられてしまいます。

カワウの天敵は、猛禽類と人間です。鷹やフクロウは、自然の中でなかなか見受けられません。ですが、神河町にはヨーデルの森でバードパフォーマンスショーに出る猛禽類が何羽かいます。ヨーデルの森の方や猛禽類に協力していただき、カワウを追い払うことは可能か、不可能か、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。カワウ対策にヨーデルの森の鷹を使うというのは、何年か前に考えたことがございます。その時点でヨーデルの森とも相談を行いました。カワウが来るのは、主に夜明けの時間帯です。たくさん来るのは夜明けの時間帯になります。どこへ来るかというのは、そのときに行ってみないと分からないと。ふだんから入る場所というのはありますけれども、なかなかいつどこへ来るかというのを特定できない。鷹を使う場合には、その場所に鷹を使える人と鷹がいる必要があります。これが非常にマッチングが難しい。

それからヨーデルの鷹に関しましては、飼育をされている鷹でございまして、人の手から手へ行く。カワウがおるから、それを攻撃するという訓練を受けた鷹ではございません。ですので、カワウに鷹を見せることによって脅かすことはできるかも分からないけれども、追い払うことが実際それは可能なのかどうかといったところの話合いをヨーデルとする中で、実現には至りませんでした。そういう状況でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。脅かすことも検討うか、もうそれを実行していただきたいです。もしそれで無理なら次の対策という手もあると思うんで、よろしくをお願いします。

漁業組合などが放流しているアユ、アマゴなどをカワウが食べてしまい、漁業組合が活動できなくなり、釣り人も減ってしまっています。私が高校生のときに同級生と保護者の方とでアユの網入れを体験させていただき、1,000匹を超えるアユが捕れたこともあります。中には30センチを超えるアマゴが捕れたのも鮮明に覚えております。

そして町民の方々にあまり知られておりませんが、小田原川のアユは全国から多数参加される清流めぐり利き鮎会の2017年準グランプリを受賞しております。それぐら

いいアユが育つ清流です。復活を願いますが、町長のお気持ちやこれからの考えをお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私の考えということでございます。神河町内3漁協がございまして、そしてもう1か所、NPOがあるということでございまして、NPOにつきましても主にニジマスの放流ということになっております。アユの放流について現在小田原漁協についてはそれはやっていないということでございまして、いずれにしても町が事業主体となってやるという考えにはないわけでございます。やはり主になってもらうのは漁業組合ということになりますので、今後も漁業組合と十分協議をしながら進めていかなければいけない問題であろうというふうに考えております。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。ありがとうございます。

これはお知らせになります。6月8日に解禁された越知川で宍粟市の方にお話を聞くことができました。多くの釣り人が来られているので楽しみながら釣りができた。感動したことがあるのですと。それは越知川漁協組合長がわざわざ車で御案内されていたのを見て、この組合はすばらしい。しかし、小田原川も昔はすごくよかったのに残念。復活を願いますと。釣り人が増えれば警戒心の強いカワウはいなくなるとお言葉をいただいております。どうかよろしくお願いします。

次の質問に移ります。大規模災害時の避難所について。

日本は水が豊富ですが、いざ大規模災害が起こると水不足に悩まされます。今年発生した能登半島地震では、今も断水が続いています。大規模災害が起こったときの断水対策をお聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、お答えさせていただきます。

本年1月1日発生しました令和6年能登半島地震では、最大11万戸以上が断水し、5月31日の時点で1,821戸、珠洲市で1,076戸、輪島市で745戸でございまして、これらについては、土砂崩れや建物の倒壊が原因で作業員が立ち入れないなど、いまだに断水が続いています。

特に避難所では、断水と併せて下水道管の破損等により、トイレが使えない状態が続き、衛生環境の悪化により、新型コロナやインフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症の蔓延、またトイレの使用を控えようと、水分の補給や食事の量を減らすことで脱水症状を引き起こすなど健康への影響もあります。

このような状況を踏まえ、大規模災害が起こったときの当町の避難所における断水対策でございますが、8か所の指定避難所のうち、神崎小学校、神河中学校にはトイレの排水用として井戸の整備がされており、断水時においてもトイレは使用できます。

また、応急給水対策として、災害時に備え山田水源地倉庫及び高朝田水道倉庫に2ト

ン用の給水タンクが2台、1トン用の給水タンクが1台、防災倉庫に10リットルのポリ容器90個を非常用備品として確保しております。

さらに、能登半島地震での水不足を受けまして、本年度に1,000リットル容量の防災用組立て式給水コンテナ6基を指定避難所用として購入する予定です。

そのほか、小学校等の指定避難所に500ミリリットルのペットボトル飲料水を備蓄しているほか、キンキサイン株式会社様とは災害時における飲料水の提供に関する協定書を締結、生活協同組合コープこうべ、株式会社エコープ近畿様等の町内スーパーマーケットやホームセンターについては飲料水を含めた物資の確保に関する協定を締結しています。

さらに、兵庫県及び県内29市12町による市町相互間の災害時応援協定、西播磨地域5市6町による災害時等相互応援に関する協定、13市9町による播磨広域防災連携協定、埼玉県神川町との災害時相互応援に関する協定等により、飲料水を含めた物資のあっせん、提供についての応援協定を締結しています。

また、水道災害における応急給水作業、応急復旧工事などの応援活動について、兵庫県、各市町、各水道事業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会による兵庫県水道災害相互応援に関する協定を締結、一般社団法人兵庫県水質保全センターと災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定を締結、さらに自衛隊の派遣要請による給水支援、入浴支援など、断水時における関係機関への支援要請の体制も整えています。

なお、広域断水が起こった場合の対応につきましては、上下水道課長から申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。それでは、私のほうからは、大規模災害により広域断水が起こった場合の対応について御説明させていただきます。

まず各市町及び水道事業者は、災害だけでなく相互支援を行うため日本水道協会に加入をしております。災害対応は、この日本水道協会、日水協と言いますけれども、日水協が核となり対応をすることになります。

これまでの大規模災害の対応を教訓に日水協により「地震等緊急時対応の手引き」が作成されていまして、手引には、会員水道事業者等による相互応援の仕組み、それと水道事業者の役割等が明確化されております。応援活動を迅速かつ円滑に実施し、給水の早期確保を行うための事項が、細やかに記載をされております。

当町で大規模災害が起きましたら、まずは西播磨ブロック長の姫路市に被害報告と支援要請を行うこととなります。ブロック内で対応できないと判断されれば、兵庫県支部長の神戸市にブロック長の姫路市から応援要請を、県下で対応できないと判断されれば、神戸市から関西ブロック代表の大阪市に応援要請をすることとなります。また関西

ブロックで対応が無理なら、関西ブロック長の大阪市から全国に要請をしていただくこととなります。被害状況は並行で県にも報告をしますが、応急給水、応急復旧等は日水協でのネットワークで支援を受けることとなります。

日水協の応援の主な種類としましては、4つございます。まず、1つは、応急給水活動、要するに給水車の派遣等でございます。

2つ目は、応急復旧活動、施設の応急復旧に従事する職員及び業者の派遣等でございます。

3つ目は、技術的支援、施設の復旧等に関わる技術的助言に関する支援等でございます。

4つ目として、応急給水・復旧に必要な物資・資機材等の提供となっております。当町は、支援をスムーズに受けるための体制を取ることに重点を置くこととなります。

大規模災害においても、住民生活や社会経済活動に必要不可欠なインフラである水道には迅速な対応が求められています。いち早く給水を受け、いち早く復旧を進めるためには、できるだけ早く被害状況の把握と支援要請を行う必要があります。大規模な災害訓練が毎年実施され当町も参加していますが、町独自の災害訓練も必要と思っております。もしものための準備をしっかりと行っていきたいと思っております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。指定避難所に井戸の整備がされているのは神崎小学校と神河中学校だけとなっておりますが、災害が来る前に避難所に防災井戸が必要だと思っております。必要か、必要じゃないか、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 井出住民生活課参事兼防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。防災の井戸ということでございます。防災の観点で考えますと、そういった井戸があればということは十分考えられるかというふうに考えておりますけれども、現時点では小学校や中学校の整備のときにそういったトイレ用の水を確保するという事で整備がされております。そういった防災に関する井戸ということに関しましては、今後の課題ということで認識しております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 国や県の補助金等を使用すると防災井戸はお幾らできますか。お願いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。その井戸が幾らぐらいでできるかどうかという部分なんですけれども、今現時点ではちょっと金額についてはお答えするのが難しいんですけれども、1本掘るには数十万円かなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 全国の自治体でも防災井戸の設置の話が進んでおります。神河町にも災害が起こる前に必要だと思います。全部の指定避難所に設置は予算的にも大変厳しいと思いますが、まずは病院、福祉施設の4か所、公共施設の神崎小学校、神河中学校以外の残り9か所にすぐに必要だと思いますが、お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。そういった福祉施設であるとか、当然避難所という部分につきましては、水がなければなかなか生活には支障を来すということは十分認識をしております。現時点では、先ほど説明したような給水対策であるとかトイレの問題であるとかという部分は検討して、ある程度の備品のほうは整備をさせていただいているというところでございます。根本的な解決に、井戸があれば全て解決するかどうかという部分もなかなか難しい部分があるのかなと思います。あくまでも井戸といいますと、飲料水という部分につきましては少し難しい部分があるのかなと思いますので、基本的にはそういったトイレであるとか、生活で衣服を洗ったりというような部分では使えるのかなというふうには認識しております。必要な設備であるということは十分認識しておりますので、先ほども申し上げましたような形で今後の検討課題ということで考えております。よろしく願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで少し補足をさせていただきます。

井戸があるということは、非常に断水したときに頼りになるわけでございます。議員おっしゃるように、全てのそういった避難所という御意見、それは受け止めさせていただきます。

そして問題なのは、災害の状況がどういう状況で、どんな内容になってるかということです。大規模災害で水道が断水するという規模の災害というふうに想定したときに、じゃあ、下水道管はどうか、そして電気はどうか、そういうことも含めて考えますと、電気は、どういうんですか、非常備電源というもので、それを一定確保すれば対応できるかもしれませんが、結局のところは水は出ても、そのトイレの処理を、処理水をどこに持っていくのかという、下水道管が寸断する、そうなれば常設のトイレも使えないということになってきますので、そうなってくると仮設用トイレも設置をしなければいけないというふうになっていきますので、災害の状況いうものをしっかりと捉えながら、そしてそれに対応できるような水の設備の対策というものを考えていかなければいけないな、このように思うところでございます。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。分かりやすい説明ありがとうございます。

なぜ僕がここまで言うかといいますと、能登半島地震の際にSNSで水が不足してい

ると上げておられる方がおりました。その方は、ここに水路、この水路は水が流れているとか、その情報でその水路に水を求めるために行列ができてるぐらい、それぐらい水にほんまに困っている場面を動画で見させていただき、これは神河町でも起こってしまったら怖いことやなと思ったんで、こういうふうに防災井戸があればこういうことも少なくなるかなと思って提案させていただきました。その件に関してお伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 能登半島地震のようなもう大規模地震を想定したときということになってきます。そこで一番重要なのは、その井戸の設備そのものが使えるのかということも含めて考えていかなければいけませんし、やはり電源を、電気がなければ利用はできないということになりますから、そういう発電機の設備、発電機の設置であるとか、そういうことも含めて一度、本日の御意見もいただきながら、神河町として全ての施設に必要なのか、それとも1か所に指定、幾らかの箇所に設置をするのか、そういうことも含めてこの組織内で協議をさせていただいて、方向性を定めていきたい、このように思います。

○議長（澤田 俊一君） 木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 早急に対応していただければとても助かります。備えあれば憂いなし。町民が安心できる町になることを願って、これで私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で木村秀幸議員の一般質問は終わりました。

○議長（澤田 俊一君） ここで昼食のため休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時30分休憩

午後 1時00分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

次に、1番、小島義次議員を指名します。

小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。今回は大きく2つの点について質問をさせていただきます。

まず最初に、人口が減少しても希望を持って存続できる対策をとということで、国立社会保障・人口問題研究所が昨年末に2040年の地域別将来推計人口を公表しました。この結果の受け止め方について、市区町村の32.5%が自治体の存続が危うい水準としています。また、存続がぎりぎり可能という水準も含めると約7割の自治体が先行きに危機感を抱いているとのことでした。

全国的には深刻な状況ですが、当町も合併当時から約3,000人が減少しているとのことです。このペースで減少が進むと、20年後には約6,000人から7,000人へ人口が減ってしまうという予想になります。

そこで、当町の人口減少推移を見て神河町は存続が危うい自治体なのか、存続がぎりぎり可能なのか、また存続に心配はない自治体なのか、町としてどう捉えておられるか、お尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 小島議員の御質問にお答えします。

松岡議員の質問でもお答えしましたが、令和6年4月に民間組織人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体とは、人口減少に歯止めがかからず自治体運営ができなくなる状態を指すとなっておりますが、国内では1,000人を切る自治体が多く存在していることから、人口が減少したからといって神河町が消滅することはないと私は捉えております。

しかしながら、神河町の合併当時の平成17年（2005年）の国勢調査人口は1万3,077人で、直近の令和2年（2020年）では1万616人、15年間で2,461人が減少しており、減少率18.8%となっております。また、神河町総人口のうち生産活動を中心となって支える15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口については7,658人から5,399人と、2,259人、パーセントでいいますと29.5%が減少しています。集落では若い世代が減少し、世代交代ができず、これまでのような地域活動ができない。また神河町としましても財政力が低下し、自治体運営が難しい状況になるという認識は持っておりまして、これからも危機感を持って行政運営を行っていかねばならないと考えております。

なお、以降につきましては、担当課長から御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。危機感を持って行政運営ということですから、このまま何も手をつけずにおきますと消滅的な方向に行ってしまうということだと理解しております。いろんな面で尽力されていることに大変ありがたいと思っております。

次に、将来推計人口によりますと、神河町は今から21年後の2045年には65歳以上の人口割合が51.5%、75歳以上が34.2%と推計されています。この推計を基にしていけば、20年後には当町の人口7,000人とすれば、そのうち65歳以上の人が約半数の3,500人、そして75歳以上の人は約3分の1の2,300人の推計になります。75歳になっても元気で仕事をされてる方多いのですが、一方、高齢者人口の増加によりまして医療と介護の分野で施設あるいは人材が不足することが見込まれます。そのことにプラスして、子育てといった人が生きる上で不可欠なサービスの担い手確保

が大きな課題となります。

20年先とはいかなくても、近い将来として10年先の当町の状況を予想するとき、医療・介護・子育てに係るサービスの担い手不足はどの程度になるか、今の現状と比較して何%ぐらいの担い手不足が見込まれるのかということです。大まかなところで予想はできるでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。それでは、小島議員の質問にお答えさせていただきます。

当町の医療・介護・子育て関係の事業所で働く人数は、決して十分な人数とは言えず、どこの事業所を取りましてもぎりぎりの職員で業務をこなされている状況であると考えています。

そういった状況の中で、働き手の中心である世代の現在と11年後の状況を比較いたしますと、令和6年（2024年）4月末現在の神河町の人口は1万272人でございます。そのうち働き手の中心となる15歳から64歳の生産年齢人口は5,259人となります。生産年齢人口割合は、51.1%となります。

また、神河町人口ビジョンで、5年ごとの人口動態の推計を出しております。その神河町人口ビジョンで、令和17年（2035年）の神河町の推計人口は8,520人と推計されています。そのうち生産年齢人口は3,967人と推計されており、生産年齢人口割合は46.5%となっています。

医療・介護・子育てに係るサービスの担い手の中心となる世代は、まさに生産年齢人口の世代であると考えますと、令和6年と11年後の令和17年の比較となりますが、生産年齢人口割合は4.6%の減少となります。

以上のことから、生産年齢人口割合の減少割合が、医療・介護・子育てに係るサービスの担い手不足の数値と全て一致するとは限りませんが、今後、10年後には4%から5%の働き手が減少すると考えられます。また介護においては、10年後には高齢者人口は減りますが、認定者数は増えると第9期の介護保険事業計画で推計しておりますので、もう少し割合は増えると考えます。

サービスの担い手の減少は以上のとおりですが、現状でも担い手が少ない状況こそ、まずは解決していかなければならない課題であると考えております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

この担い手不足が今発表されましたけれども、これから先4%から5%働き手が減ってくるのが予想されるということですが、これをほっとくわけにはいかないですね。何とか対策しなければと思うんですけども、そこでいろんな考え、知恵を出していただいて対策をお願いしたいと思うんですけど、その一つにAIの利用とか、ある

いは介護ロボットの利用とか、現在出てきておりますけれども、人手が少なくてもそういう介護サービス等を継続できるというような方法はあるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 藤原健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原 栄太君） 健康福祉課、藤原でございます。A Iロボットにつきましては、今現在も導入はされてるところではございますが、まだまだ介護の現場でいますと実用的でない部分もあろうかと思いますが、A Iロボットにつきましては、パワースーツ的なあいった大きな機械から、A Iロボットの卓上に置いて、介護職員とかがマンツーマンで関われないときに、卓上に置いたA Iロボットが会話をして、そういった利用者に寄り添った会話ができるとか、いろんなA Iロボットが今現在開発されつつあるということでございますので、この先10年後にはA Iロボットももっと優れたものになっていって、実用的なものになるものと考えております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 将来的にはいろんな技術が発達しまして、人手不足の解消に役立つというような方向になると思います。ただし、予算がつかますから、その面はまた考えていかなければいけないと思いますので、またよろしくお願いします。

じゃ、その次ですね、不足する施設や人材を今言われましたようにどのように補っていくかが問題となりますけれども、一方、担い手不足があっても医療、介護ではサービスを受ける側の人が増えなければ、つまり元気な人が増えれば持続が可能ではないかと思えます。そのための政策として、地域住民の健康寿命の延伸、また少子高齢化に対応できる安定財源の確保、そして他の市町との広域的な連携が求められるのではないかと考えております。さらに元気で長生きできるように住民同士や多様な人材がつながり、支え合う地域共生社会の実現が重要になると思います。

まず住民の健康寿命の延伸について現在も健康福祉課でいろいろ取組、努力されていますが、現状の効果と問題点はないでしょうか。また、それに加えてさらなる取組があればお願いしたいと思います。

○議長（澤田 俊一君） 木村健康福祉課参事兼保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課、木村でございます。それでは、小島議員の質問に、まず健康福祉の面からお答えさせていただきます。

健康寿命の延伸には、健康づくり、地域づくり、医療体制などあらゆる施策と関連しますが、健康福祉課においては、要介護の要因や死亡原因につながる疾病対策に取り組んでいます。当町では、生活習慣病重症化予防、フレイル予防対策、認知症対策が課題となります。

具体的な取組としては、特定健診の受診率を向上させることが有効と考え、令和5年度から特定健診の自己負担の無料化、未受診者対策の強化を図っています。国保の特定健診の受診率は令和4年度45.9%と県下で4位と高い状況が続いています。

当町の医療費の状況としては、腎不全、糖尿病が医療費全体の中でも高く、重症化予防対策としては疾患別の教室を毎年開催しております。糖尿病教室では、血液データの改善は27%でしたが、野菜の摂取量が増えた人が70%近くあるなど食生活の改善にはつながっております。

国保における人工透析患者数は平成30年から4年間で1.2倍に増えており、男女別では男性のほうが2倍以上多く、50代から透析に移行する方が増加しています。当町としては、若い働き盛り世代に対しても2年前から事業所健診での食事、運動に関する健康教育を続けており、今後も働き盛りの若い世代への取組強化としてアプリの活用から、事業所と連携を図り個別指導の機会を設けるなど、細かい支援を図っていきたいと考えております。

介護予防事業としては、認知症対策として早期発見のためのタッチパネル検査を町ぐるみ健診や地区巡回において実施し、その後週1回のフォロー教室につなげております。また、フレイル予防としては、地域の通いの場において講話や体力測定を実施し、6か月間のじっくり貯筋教室では教室終了時の体力測定結果で95%の方が維持・改善が見受けられました。今後も高齢の方が生き生きと生きがいを持って生活できるよう、地域づくりや介護予防事業など地域での主体的な活動の取組を推進し、地域の通いの場が増やせるよう自立支援や介護予防の強化に取り組んでいきたいと思っております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。効果としましては、野菜の摂取量が70%近くとか、食生活の改善が見られたと、あるいは体力の測定結果で95%の方が維持・改善が見受けられたというような効果があるということで、大変いいことだと思います。

一方、町民の方の意識向上ですね、そのためにどうすればいいかという、今いろんな方法でPRされているんですけども、ケーブルテレビ等でコマーシャル、20秒か30秒ぐらいの長さのコマーシャルを入れて、そこへ挟んでいくとか、一般のテレビ放送でもコマーシャルが非常によく印象に残るような制作されてますけども、あそこまではいなくてもそういう映像での訴え方ということも入れてもらえれば効果があるんじゃないかと思っています。そのように高齢化になっても自立生活ができるPRをまたお願いしたいと思っております。

次、じゃ、そういうことで、社会教育関係からお願いします。

○議長（澤田 俊一君） 宮本教育課参事兼社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。同じく住民の健康寿命の延伸につきまして、社会教育の面からお答えをさせていただきます。

「かみかわの教育」の重点目標の社会教育の推進～学びを広げる力を高める～基本方針3、人生100年を通じた学びの推進の中で、生涯を通じたスポーツ活動・交流の促

進に取り組んでおります。

スポーツ協会では、グラウンドゴルフ協会やゲートボール協会をはじめとして、様々な協会でシニアの方々が活動されております。多くの町民の皆様にご参加いただき、健康づくりにつながるよう事業を推進したいと考えており、チャレンジスポーツ委託事業として町民大会を開催される協会に1年に1回3万円を支給しております。大会を通して町内在住・在勤の方々のスポーツに親しむ機会をつくり、健康の保持や世代間交流につながっていると思っております。

また、スポーツ推進委員には、老人クラブの指導者講習会やシニアカレッジへニュースポーツの指導に行っていたりしております。スポーツに親しんでいただくことで健康寿命の延伸につながればと考えております。

課題としまして、スポーツ協会に参加者やチーム数が減少しており、17協会中3協会が休会されております。他の協会においても活動はされとりますが、今後の課題となっております。その要因の一つとしまして、ウォーキングをされる方やジム、プールなどに行かれる方があり、健康への意識は向上しているものの、団体ではなく個人で運動に取り組まれている方が増えているように思っております。

続いて公民館事業では、町内在住・在勤の60歳以上を対象とした神河シニアカレッジ事業を行っており、令和6年度は167名の登録があり、平均年齢は76.6歳です。様々な分野の講演を受講する教養講座のほか、書道クラブやコーラスクラブなどの13の趣味クラブを5月から2月まで毎月開催しております。2月にはシニアカレッジ作品展・芸能発表会を開催し、日頃の活動の成果を発揮する機会をつくり、受講生の方々が生きがいを持って生き生きと取り組める環境づくりに努めています。また、美術展やふるさと文化祭、ロビー展では芸術文化活動の発表の場を提供し、交流や触れ合いの場として取り組んでいます。図書室では、リクエストのある図書や人気作家の図書を購入し、読書好きな方への図書の提供を行って生涯学習を推進しています。

シニア層をはじめ、子供や若者から壮年層など幅広い年齢層を対象に公民館教室やサークル活動など公民館での活動を通して、新しい友達との出会いや楽しみ、生きがいを見つけていただくことで、新たなコミュニティをつくり、健康寿命の延伸につながると考えております。

課題としては、60代の就業率が高いことで、シニアカレッジ受講生になかなか登録していただける方がいらっしゃらないため、平均年齢が高くなり、受講生が増えないことであります。

以上、小島議員の御質問の社会教育の面の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございました。

ここで課題が上がっておりますけれども、60代の就業率が高くなった。これ逆に言えば元気な高齢者が増えてきているというふうに捉えることができるんだと思うんです

けども、平均年齢が高くなって受講生が増えないと、その裏返しが元気な人が増えてきてると捉えてよろしいでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 宮本社会教育特命参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（宮本 公平君） 教育課、宮本でございます。議員のおっしゃるとおり、就業されてるということは、やはり健康であるというふうはこちらのほうも思っております。

ただ、シニアカレッジとか受講生できれば増やしてはいきたいんですけども、そういったことで町内の方が健康であればいいかなという面もありますし、受講生もうちょっと増えてほしいなという希望もありますので、ちょっと気持的には半々というところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。全くそのとおりですね。主催者側としては、やっぱり会員が増えたほうがいいというふうには思われますけども、片方、元気で就業してるからそっちに行く時間がないというやなことあるんじゃないかと思っております。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。少子高齢化に対応できる安定財源の確保があるんですけども、これについては、国の補助やふるさと納税など可能な財源確保が、これ継続できるかどうかということをお尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 黒田総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。そうしましたら、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず人口減少、とりわけ少子高齢化の進行は、神河町のみならず自治体財政にとっては大きな影響があります。生産年齢人口が縮小することにより、税収、また算定において人口に重きを置く地方交付税は、これからも縮小をしていくと思われまます。いわゆる安定財源度の大きさを表しております標準財政規模が縮小していくということでございます。このような厳しい状況の中ではありますが、少子高齢化に対応していくためには、総じて、事業の優先化を図りながら歳出規模を縮減していくことはもちろんですが、歳入においても、臨時的な財源になりますが、国の補助金やふるさと納税などの財源を上手に工夫し活用していくことが継続的な財源の確保につながっていくというふうに考えてございます。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 歳出規模を縮減していくということ、そのような方向になっていくと思えますけれども、町民の立場からすれば、何や行政サービスが少なくなっていくん違うかというような不安もなきにしもあらずでいうところだと思えますけど、その辺は町民の方にどう理解してもらおうか、PRしていくかというところですが、い

かがでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず歳出の規模は、人口に合わせて限られた財源の中で事業を、サービスを行っていくということになりますから、この部分については必然的にそういうふうになるざるを得ないというふうに考えてございます。

ただ、これまでの御質問の文脈の中でいきますと、社会保障の経費ですね、社会保障4経費あります。年金、医療、子育て、介護ですね、これらの部分については一定程度国が保障すべきものなので、そういった財源については今後も確保されていくというふうに思います。

ただ、問題になるのが、これらの特定の補助金等の財源で賄えない一般財源ですね。今こういった社会保障関係には歳出では20億円ぐらいになってます。その中で一般財源が7億ほど出ているということです。この部分で今言いましたように特定の財源ですね、ふるさと納税の寄附金でありますとか、あらゆる財源を工夫して活用して何とかサービスの維持をしていく、これが我々にとっての課題というふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。これから継続可能な町政として、その面でまた努力いただきたいと思います。

じゃ、次に移ります。他の市町との広域的な連携としまして、福祉関係、水道事業関係、また学校給食関係などの事業が進められ、また進められようとしていますが、効果的な広域的連携が求められると思います。この将来的に有効な広域的連携というのは、このほかにもどのようなものがあるとお考えでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、神河町は22市町で構成する播磨広域連携協議会に加入しておりまして、対等協力の立場で連携及び団結し広域的な課題に係る取組を推進することを通じて、播磨の存在を全国に発信すること及び播磨地域の総合力を高めるため調査・研究を進めておるところでございます。

また、姫路市を中心とした8市8町が連携協約を締結し播磨圏域連携中枢都市圏を構成しておりまして、産官学金労言とも協力して圏域全体の経済を活性化し圏域の魅力を高めるとともに、住民が安心して暮らすことができる圏域づくりを進め、活力ある社会経済を維持するため、現在ソフト事業とはなりますけれども、圏域の情報発信や企業誘致事業の推進、また地場産業の販路拡大、広域・インバウンド観光の推進、それから図書館の相互利用促進、JR播但線の利用促進や移住促進など計56事業において連携を

しておるところでございます。

今議員が質問していただいとります行政の効率化的なところになりますとハード面というふうなところになろうかなというふうに思いますけれども、ハード面におきましては、近隣市町との水道管の接続や市川町との連携による学校給食事業のほか、近隣市町との下水道管の接続、それから社会教育なんかの相互利用というふうな面で、今後可能性があるものについて、近隣市町はもとより広域的に話を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。これから広域的にお互いに協力し合うことによって少ない経費で大きな事業ができるという方向になるんじゃないかと思しますので、またいろいろとその方面の御尽力をお願いしたいと思います。

続いて、6番になりますが、現在地域自治協議会の活動が進められていますが、これも地域の人々が支え合う地域共生社会の実現の一つと私は考えます。各ブロックに割り当てられた予算を有効に、効果的に活用することが大事なことと思います。この予算は各ブロックの中で協議会を運営していくための補助金だと思いますが、自治協の活動を進める中で、最終的な、また目標とする各ブロックの姿というのはどのようなものと考えればいいでしょうか、お尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、7ブロックの地域自治協議会の現状についてお知らせいたします。

令和5年度に、各ブロックに先駆け越知谷ブロック自治協議会がスタートいたしました。令和6年度にその他の6ブロックの地域自治協議会も4月から5月にかけて設立総会が開催され、地域課題の解決に向けて一歩足を踏み出したところでございます。

さて、小島議員の予算を有効に活用し、自治協の活動を進める中で、最終的に目標とする各ブロックの姿はどのようなものなのかにつきましては、各ブロックでどのような地域を創造していくかを取りまとめた地域づくり計画を策定していただくこととしとりまして、この計画を実行していくために貴重な財源を活用していただくこととしております。

各ブロックの地域づくり計画に示された将来像のキャッチフレーズは、越知谷ブロックは、「だんない越知谷 永遠の田舎天国!」、粟賀北ブロックは、「地域のつながり、まちを愛する心のつながり」、粟賀南ブロックは、「まとまり、つながり、ひろがり」、大山ブロックは、「“健康～元気～安全～賑わい～伝統文化”を大切にする地域づくり」、寺前ブロックは、「支え合う人と人とのつながりで地域活性化」、小田原ブロックは、「みんなでつくろう 笑顔あふれるふるさと!」、長谷ブロックは、「～一人ひ

とりが輝き続けるむらをめざして～」とされておりまして、各ブロックが思い描く姿も地域性が出ているものというふうに認識をしております、地域づくり計画を基に令和6年度の事業を展開されているところでございます。

現在、トップランナーとして事業展開をされています越知谷ブロックでは、この5月から有償助け合いサービスが展開されています。この有償サービスを始めるに当たり、ボランティアの募集のフレーズは「住み慣れた越知谷でこれからも安心して暮らしていくためにあなたの力を貸してください！」です。人口減少・高齢化が進む中、区長会で提案しました資料でも令和6年1月末で越知谷地域の高齢化率は56.1%となっており、この地域で住み続けていくために、危機感こそが越知谷ブロックの取組でされようとしています高齢者福祉サービスのスタートだというふうに考えております。行政としましても一緒に取り組んでいきたい課題だというふうに考えております。

改めて、神河町が令和3年度の町長懇談会におきまして、地域自治協議会の必要性について意見交換をお願いしました。町長懇談会を10年間続けてきたことが裏山防災や環境維持対策など、新たな施策を展開する原動力になっています。一方で、人口の自然減少を考慮しますと人口減少、少子高齢化社会が避けられない中において、地域の担い手不足等による区の運営、地域振興の課題が浮き彫りとなったことから、自治活動の支援と人口減少からの活性化の視点で、各区よりも大きな枠組みとして7つの行政ブロック単位で地域自治協議会を発足させ、この地域自治協議会に人及び財源を措置することで地域課題を一緒に考え、解決に向けて取り組んでいこうという考えでございます。引き続き、住み続けられる地域を行政と地域、そして住民の皆様と一緒に協働のまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、引き続きの御協力をお願いしまして回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。いろいろと大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

続いて、次の質問に入ります。神河町で発案された政策アイデア、いろいろあるんですけども、それが他の市町にも広がり、当町の政策メリットが薄くなっているとも聞きます。神河町の土地でなければできないような政策もこれは必要ではないでしょうかと思います。報道にありましたけども、島根県の海士町では20年かかって人口対策に成功した事例も挙げられていますが、そこにしかない島の人々の暮らしを上手に活用した事例だと思います。同様に神河町にしかないもの、つまり豊かな山林資源などの自然を活用することで、人口減になっても存続していけるまちづくりの一つ、そういうものがないものかと思います。町長のお考えを伺います。

○議長（澤田 俊一君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

神河町では、18歳までの医療費の無料化等先んじて実施をしてまいりましたが、近

隣市町や全国各地で実施がされるようになり、また次々に財政規模の大きい全国の市町においては神河町のような小規模な町にはできない新たな補助制度を打ち出すなど、政策的、補助金額的には太刀打ちができない状況も生まれてきております。

島根県海士町では、離島というハンディキャップから超過疎、超少子高齢化、超財政悪化に追い込まれながらも生き残りをかけて果敢に挑戦をされております。

ハンディキャップを逆手に海士町にしかないもので、よそ者へのおもてなしの精神や海士町が持つ優位性などを再認識し、ハンディキャップを乗り越える地域経営の再構築をされており、島が持つ地域資源を有効活用し、異なるもの同士をつなぎ、その中から島ブランドを生み出し新しい産業を創出していくこととか漁師の食卓をそのまま届けるなど新たな発想で産業振興と交流促進を行い、観光面においても積極的に展開をされているところでございます。

神河町においても、海士町との環境は違うものの、神河町にしかない地域資源を活用したものの開発も行わなければなりません。山林や田園の資源を活用することができれば今と変わらない神河町の魅力を維持しながら、新しい魅力を生み出すことができる地域であり続けることも可能だというふうに感じております。また、「ハートがふれあう住民自治のまち」を掲げてきた神河町ですが、人と人のつながりや交流は、まちづくりを進めていく上で最も大切な要素となっていると考えております。

さらに、これからの時代では、デジタル化などの技術革新はさらに加速をして私たちの生活はより便利に、スマートに、そしてそれが安全・安心なものになっていくのだというふうに考えるところでございます。

変わらない魅力と変わる暮らし方。これらを両立させることで私たちのふるさと神河町が、元気を生み出し続けることができるまちづくりの基本と考えております。

そういった神河町の自然や農産物、また貴重な歴史的・文化的資産や伝統行事、また郷土料理など創意工夫によりこれらを観光資源へとつなげていきたいとも考えているところでございます。

人口減少に特効薬はないというふうに私も感じているところではございますが、最後に、令和4年に策定をさせていただいた2050神河将来ビジョンの変わらない風景を未来の世代へ、そして令和5年度に策定をしました第2次長期総合計画後期基本計画の「ハートがふれあう住民自治のまち」、そのイメージをしっかりと我々が認識をして、それらをこれからのまちづくりに生かしていかなければいけない、ここからでしか神河町の地域創生、人口減少対策は進んでいかない、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。多方面にわたる施策、あるいは当町しかできない施策をまたお願いしたいと思います。

続きまして、大きな2つ目、フェーズフリーの防災をとということで質問いたします。

平時と非常時の局面、フェーズと言うんだそうですが、それを同時に保持するフェーズフリーと呼ばれる新しい発想の防災の取組が進められています。日常と災害が発生した場合の両局面で役立つ商品、サービスのことです。備えない防災とも言われています。フェーズフリーは、日常生活を豊かにしながら安全・安心な社会をつくることを目指す考え方だということです。鳴門市の取組は報道で紹介されていましたが、神河町でも該当する場合があります取り入れが可能と思います。この考え方を取り入れた施策についてお尋ねします。

そのまず、1つ目が、現在の神河町の防災として、このフェーズフリーの考え方に沿った施設や施策はあるでしょうか、お尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、フェーズフリーの施策ということで御回答させていただきます。

まずフェーズフリーとは、災害時に使うものを別に用意するのではなく、ふだん使う道具やサービスなどを、災害時でも使えるものに変えていくという考え方ですので、小学校、中学校の体育館などを災害時の指定避難場所として利用するなどもフェーズフリーの施設と考えております。

また、地域防災計画では、グリーンエコー笠形、海洋センター体育館、中央公民館、グリンデルホールを災害時の救援物資の集積場所として位置づけており、また町民グラウンド、グリーンエコー笠形野球場、役場前ふるさと広場は、消防防災ヘリコプターの臨時離着陸場及びドクターヘリの離着陸場所として、また長谷小学校グラウンド、新田ふるさと村オートフリーサイト、峰山高原リゾート駐車場、ヨーデルの森の駐車場は、ドクターヘリの離着陸場所として指定しております。また、同じく、現在整備中の粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設や神河町の単独の施設ではございませんけれども、現在建設を進めております中播消防署北部出張所についても、施設の一部をドクターヘリの離着陸場所への指定を予定しております、これらの施設もフェーズフリーの考え方に沿った施設と考えております。

その他、公共施設ではございませんが、株式会社大十とは災害救援物資の保管倉庫の利用も含めた災害の発生時における物資の受入れ及び管理業務等の協力に関する協定を締結しております、これもフェーズフリー施設の機能がございます。

また、フェーズフリー対応のない施設が、設備改善によりフェーズフリー対応が可能となるかということですが、例えば、給食センター、大河内保健福祉センター、あじさい苑の調理室を災害時の炊き出しなどで利用する、またきらきら館や大河内保健福祉センターの福祉講習室を、災害時の応援職員宿泊所として活用するなど、フェーズフリー施設としての対応は可能かと考えております。

災害時におきましては、当町の限られた施設を最大限活用しなければなりませんので、災害の状況や規模、発災からのフェーズ、段階に応じて、あらゆる施設をフェーズフリ

一施設として活用してまいります。

以上、小島議員の御質問の御回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございました。

次に、町民へのフェーズフリー防災の啓発をどう進めるかということですが、3点ありますが、1点ずつ御質問させていただきます。

まず、1つ目ですね、個人の生活上におけるフェーズフリーとしては、個人的なローリングストック、フェーズフリー商品の利用、アウトドア用品の活用などがありますが、その周知ですね、どう進めていかれるでしょうか、お尋ねします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。それでは、まず、1点目の個人の生活上におけるフェーズフリーとして、個人的なストック、フェーズフリー商品の利用、アウトドア用品などのその周知の進め方ということでございます。

生活上のフェーズフリーとして、災害に備えた食料などのストックについては、非常食3日分、飲料水は1日1人3リットルを備蓄することが推奨されております。日常的に非常食を食べ、食べたらいちいち買い足すという行為を繰り返し、常に新しい非常食を備蓄するというローリングストック法を活用するなど、栄養面を考慮しつつ備蓄すること。また、フェーズフリー商品として、キャンプ用のテントや寝袋、カセットコンロ、ふだんでも使える防水性の優れた靴やリュック、レインコートを購入するなど、平時からフェーズフリーを意識することが災害時の備えとなります。

このようなフェーズフリーの考え方をふだんの生活の中において常に意識をしていただくように、非常持ち出し品や備蓄品、ローリングストック法など災害時の備えや災害対策について記載された冊子「神河町ハザードマップ保存版」を町内全戸に配布しておりますけれども、今後はホームページやケーブルテレビによる周知を充実させていくとともに、自主防災かみかわの総会や防災訓練など、様々な機会を通じてフェーズフリー防災について周知してまいります。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

次に、個人ではなくて、いわゆる商店・商品を扱う企業等ですね、それらに豊富な飲食物品の品ぞろえをしていただき、常時はローリング販売、ローリングストックの例えですが、その販売しながら、災害時になれば避難者に備蓄品としても活用できる施策は、これは推進できないでしょうかと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。商店・企業などに豊富な飲食物品の品ぞろえで、常時はローリング販売、災害時は避難者に備

蓄品としても活用できる施策ということでお答えをいたします。

当町におきましては、キンキサイン株式会社とは災害時における飲料水の提供に関する協定を締結しております。また、生活協同組合コープこうべや町内のスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターとは災害時における生活物資の確保に関する協定を締結しております。商品の在庫状況などもございますが、大規模な災害で避難されている場合には、避難者全員分の供給が受けられるとは言い切れませんが、国・県・他市町、また民間団体からのプッシュ型の支援を受けるまでの間において、町内企業や商業施設などから可能な範囲で食料品や飲料などの供給を受けることはできます。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。

町内の企業等、大型の企業ですね、大きなところはそうですけれども、例えば個人商品とか小規模マーケット、町内には幾つかありますけれども、そのところでもローリング販売などを推進できるかどうかもお伺いします。

○議長（澤田 俊一君） 井出防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。小規模な、小さなお店で営まれてる事業者さんに関しては、現在こういった協定は締結はしてございません。必要な範囲でということですがそういった供給を受けることは可能かもしれませんけれども、避難者の人数的な、大規模な災害となりますと大変多くの方が避難されてくるとお考えです。そういった中で迅速に供給を受けるということを考えますと、やはり供給量の大きな商業施設等からの協定が有利といえますか、そういったもののほうが迅速な対応ができるかなというふうに思っております。おっしゃられるような小さなお店でもそういった在庫がございましたら供給を受けることは可能かと思っておりますので、今後の検討課題といえますか、そういった形で考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） よろしく申し上げます。

じゃあ、続いて、学校授業にもこのフェーズフリーの考え方の学習を取り入れることはできないかということです。

例として、鳴門市では算数の学習で津波の速さ、到達の時間などを例題としてとることですが、当町でも社会科でハザードマップの読み取り方、それを通じて土砂崩れの場所や危険性、あるいは市川のダム放水のサイレンの意味等ですね、また算数科としては降水量と関連した河川の増水の速さですね、それと台風の風速計算や想定される被害、そういうもののレベルなどを学びながら災害時の怖さを日常的に意識していく取組はどうでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長兼給食センター所長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員の質問にお答えさせていただきます。

学校におけるフェーズフリーについてですが、日常と非日常という2つのフェーズをフリーにする。いつもがもしもに役立つことを学校の授業に取り入れることは、いつもの授業を工夫して、もしもの災害時を想定した授業にするということかというふうに考えております。

兵庫県では阪神・淡路大震災以降、防災教育にも力を入れており、当町においても避難訓練や引渡訓練も定期的に行っているところでございます。河川の水位計算や風速計算などは計算方法が難しいというふうに思いますが、河川の水位や風速などの情報により危険を察知できるような学習は可能であり、神河町気象情報サイトなどの活用が考えられます。また、ハザードマップの見方や天気予報、天気図の見方などは授業の中にも取り入れています。

神河の教育においても、基本方針に「生きる力」を育む教育の推進ということも掲げております。その点からも、学校生活におけるフェーズフリー、教科指導の中にもフェーズフリーの観点を取り入れることも考えていく必要があるというふうに考えております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 小島です。ありがとうございます。いろんな教科の中にこの防災教育というのはちりばめることはできますけども、それをまとめて防災教育としての時間設定ですね、それはカリキュラムの中に取りられているでしょうか。

○議長（澤田 俊一君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。今、防災教育の時間設定については持ち合わせておりませんが、各小・中学校におきましては1・17、1月17日の日に防災の日として防災教育のほうに毎年取り組んでおります。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。いろんな面から小学校、中学校のうちから今後やってくるかもしれない南海トラフですね、その地震に備えた意識を持っていくということが大事ななかと思っております。

また、人口減少に対する課題が山積しています。これから自然災害が多発する時代ですね、季節じゃなくて、その時代になってきたんじゃないかということで、日頃から災害に対する町民の方の意識化、行動化が災害から自身を守ることに繋がります。行政としても将来に対する施策は大変だと思いますが、尽力していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（澤田 俊一君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から6月24日まで休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から6月24日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月25日午前9時再開とします。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時57分散会
